

**こべっこウェルカムプレゼント事業委託
実施要領（公募型プロポーザル）**

1 事業名称

こべっこウェルカムプレゼント事業

2 業務内容に関する事項

(1) 事業概要

神戸で生まれた子どもを新たな市民として歓迎し、健やかな成長を願うとともに、子どもが生まれたご家族を祝福するため、神戸の魅力が詰まったカタログギフトをお贈りする。

ベビー用品をはじめ、子育てに関連した神戸の商品、神戸にゆかりのある商品で、子どもの誕生をお祝いする。また、幅広い商品から選択できるようにすることで、当事業を神戸の産業振興に資するものとする。

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 契約金額

子どもの出生順位に応じた単価金額に、商品等を送付した実人数をそれぞれ乗じた金額及び仕様書の3（2）から（12）に係る諸経費を含めた金額を契約金額とする。

(4) 契約上限額

上限額 149,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(6) 履行場所

神戸市こども家庭局こども企画課

(7) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
- (3) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その

他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと

- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと
- (6) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること
- (7) 本店を神戸市内に有すること

5 スケジュール

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和3年2月5日(金) |
| (2) 参加表明書の提出期限 | 令和3年2月15日(月) |
| (3) 質問書提出期限 | 令和3年2月16日(火) |
| (4) 質問に対する回答 | 令和3年2月19日(金) |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和3年3月19日(金) |
| (6) 選定委員会(プレゼンテーション審査) | 令和3年3月24日(水)または3月29日(月) |
| (7) 選定結果通知 | 令和3年3月下旬 |
| (8) 契約締結・事業開始 | 令和3年4月 |
| (9) 業務完了 | 令和5年3月31日(金) |

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加手続き

本件プロポーザル審査への参加を希望するものは、下記のとおり参加表明書を提出することとする。

- ア 提出書類
- ①プロポーザル審査参加表明書(様式第1号)
 - ②会社概要
 - ③登記簿謄本又は登記事項に関する全部証明【写し可】
 - ④納税証明書(国税及び地方税)【写し可】
 - ⑤神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書(様式第2号)
- ※上記③～⑤は提出日時時点で発行日より3か月以内のもの
※令和2・3年度神戸市競争入札参加資格を有する場合は③～⑤の提出は省略可

イ 提出部数 1部

ウ 提出期限 令和3年2月15日(月)17時00分まで

エ 提出先 神戸市こども家庭局こども企画課総務係
神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館7階

オ 提出方法 持参または郵送により提出すること

※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)

第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く午前9時～正午、午後1時～5時

※郵送の場合は、書留等受取記録が残る方法とすること。また、受付期間内に到着することとする。不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない

(2) 質問の受付

本件プロポーザル審査に関する質問がある場合には、電子メールにより質問票(様式第3号、PDF形式)を提出することができる。誤字・脱字など、軽微なもの以外は電話での質問は認められない。

なお、全ての回答について、参加表明書を提出した全員に電子メールで提供する。ただし、質問者以外に提供することが、質問者にとって著しく不利になることが明確な場合は、回答の一部または全部を質問者以外には回答しないことがある。

【提出先】神戸市こども家庭局こども企画課総務係
kodomo_soumu@office.city.kobe.lg.jp

(3) 企画提案書等の提出

プロポーザル審査に係る企画提案書等について、以下のとおり、データを神戸市こども家庭局こども企画課総務係に提出すること。(全て様式は自由)

ア 企画提案書

イ 見積書

※なお、企画提案書の必須記載項目は以下のとおりとする。

①本業務に対する考え方、実施方針

②提案のセールスポイント

③本業務の実施方法、手法等

- ・カタログギフト選定のコンセプト（商品の例をあげるなどして提案ください）
- ・カタログギフトの案内から商品発送までのスキーム
- ・事業着手から案内状・商品等発送までのスケジュール
- ・WEBサイトのイメージ
- ・未申込者に対する申し込みを促す企画
- ・専用電話窓口での対応体制や担当する職員のスキル等
- ・当該事業の広報施策の企画

④本業務にかかる実施体制・支援体制

7 選定に関する事項

(1) プレゼンテーション審査会

ア 日時 令和3年3月24日（水）または3月29日（月）

イ 場所 神戸市役所またはオンラインによる

ウ 内容 企画提案書（様式自由）等によるプレゼンテーション及び質疑応答（プレゼンテーション15分程度、質疑応答15分程度、計30分を予定）

※説明は本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこと。

※日時、場所、オンラインによる実施方法など詳細については、後日、市から連絡する。

(2) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

ア 企画提案内容のコンセプト【15点】

- ・神戸らしさや、市民として子どもを歓迎する雰囲気が伝わるデザインであり、神戸で子育てすることに対して良い印象を与えるものとなっているか。

イ カatalogギフト掲載商品等について【25点】

- ・幅広いニーズに応えられる多様な商品やサービス等を提供できる提案となっているか。
- ・神戸市内において、開発・生産・製造・加工のいずれかがされているもの、神戸市内の生産品を原材料として使用しているもの、神戸にゆかりのあるものを揃えているか。
- ・インターネットを利用できない方の注文方法について配慮がされているか。

ウ 本業務の実施方法・手法について【35点】

- ・対象者への事業の案内から申し込み手続きまでがわかりやすいものとなっているか。
- ・未申込者への勧奨について、申込につながる効果的な手法が提案されているか。
- ・本市の子育て施策のイメージ向上につながる効果的な広報が提案されているか。

エ 実施体制の妥当性【20点】

- ・申込に対して迅速に対応できる体制が整えられているか。（申込から概ね1か月以内に配送完了すること）
- ・問い合わせやクレームへの対応が適切にできる体制となっているか。
- ・不正防止策が提案されているか。

オ 見積価格の妥当性【5点】

- ・見積と提案内容の費用対効果は優れているか。

(3) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。

- イ 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ウ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、委員の協議により決定する。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(5) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 本件プロポーザル審査において使用する言語は日本語とする。
- イ 企画提案書をはじめ、提出書類の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- ウ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- エ すべての提出書類は返却しない。
- オ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- カ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- キ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の本件プロポーザル参加は無効とする。
- ク 本委託契約は令和3年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行う。予算が成立しない場合には、この募集に基づく契約締結をしないことがある。

(2) 提出先、問い合わせ先

神戸市こども家庭局こども企画課総務係 野里・瀬良田
住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館7階
電話：078-322-6844
FAX：078-322-5706
E-mail：kodomu_soumu@office.city.kobe.lg.jp